

埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 公募設置等指針等に関する質問に対する回答

- 埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業公募設置等指針等に関して、令和6年4月15日までに寄せられた質問への回答を公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和6年5月
埼玉県

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
1	公募設置等指針	3	第2	3	(3)	—	上尾運動公園及びスポーツ総合センターの概要【インフラ施設の整備状況】	「井戸 公園内にプールで使用していた井戸があります。現況・詳細等については、埼玉県都市整備部公園スタジアム課に確認してください。」とあります。公正を期するため井戸の位置、水質、揚水量などをご指示頂きたく思います。	ご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
2	公募設置等指針	4	第2	4	(1)	ア	整備における基本的な考え方	HPSCやスポーツ施設、大学等と連携するとありますが、具体的にどのような連携を想定されているのでしょうか。施設整備に関する可能性がありますので、ご教授ください。	HPSCとの連携については、「HPSCネットワーク連携機関」となることを目指しています。連携機関となることで、アスリートや指導者・コーチに対して、普段のトレーニング拠点近辺でのHPSCと一貫したスポーツ科学、情報サポートを提供することなどを想定しています。また、測定データを活用し、県がこれまで実施してきたアスリートの発掘・育成・強化のための取組を発展させ、HPSCにつなげることを目指しています。また、本施設は、県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能を持つ施設とする予定です。県が主体となって、県内スポーツ施設や大学等と測定場所や測定機器の相互利用を図ることや、測定、データ分析、トレーニング指導等を行う人材の育成・交流を図ることなどを想定しています。
3	公募設置等指針	6	第2	4	(2)		上尾運動公園の目指す姿	主要4機能の展開イメージと、アスリートの支援とを同じ敷地内で両立するとすると、過去に問題が生じたケースがあります。明治神宮外苑でランニングを行う市民と実業団でトラブルが発生しております。そのことについて、貴県ではどのようにお考えでしょうか。	スポーツ科学拠点施設に類似する施設については、多くの自治体において、アスリート以外の一般県民も利用する公園内に設置されています。施設の運営にあたっては、他の施設の例も参考にしながら、ご質問のようなトラブルを起こさないよう、県と事業者が協力して運営体制を構築するべきであると考えます。
4	公募設置等指針	7	第2	5	(1)	ア	公園施設	公園西側を加えた公園全体の指定管理を行う場合に、西側と今回で整備する2つの体育館の指定管理を行うこととなります。2つを同時にそれなりの稼働率を保つことは厳しいと思われませんが、貴県ではどのようにお考えでしょうか。	公園西側の体育館については、市民利用やアマチュアスポーツの大会などで幅広く利用されており、事業者の提案も踏まえて、西側の指定管理について方針を決める予定です。一方、今回の事業範囲の公園東側に設置を求めているメインアリーナ及び体育館については、設置管理許可により民設民営での運営を予定しており、プロスポーツやeスポーツなどの興行利用も想定しています。また、体育館についてはサブアリーナとしての利用も想定しています。公募設置等指針12頁に記載のあるとおり、上尾運動公園西側施設との連携や、施設の特性を活かしたイベント等の開催など、エリアの魅力を増進するためのソフト事業の提案を期待しています。利用者数等の資料提供をご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
5	公募設置等指針	7	第2	5	(1)	ア	公園西側の指定管理	本事業範囲の指定管理業務に公園西側を加えた公園全体の指定管理を検討とありますが、本事業の認定計画提出者が随意契約により西側部分の指定管理者となることを検討されているとの理解でよいでしょうか。	現在の上尾運動公園の指定管理期間は令和9年3月31日までです。事業者の提案も踏まえて、西側の指定管理について方針を決める予定です。
6	公募設置等指針	8	第2	5	(1)	ア	公園施設	貴県には既に「さいたまスーパーアリーナ」があり、さいたま市や熊谷市でもアリーナのプロジェクトが進んでおります。その中で今回のメインアリーナについて、貴県ではその差別化ポイントと具体的な利用イメージをどのようにお考えでしょうか。	上尾運動公園は市街地の中の貴重な緑のオープンスペースであり、首都圏からのアクセスも良い立地となっています。この大規模な公園と一体的に整備・運営することで、メインアリーナ以外の公園施設も活用した賑わい創出が図られると考えます。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
7	公募設置等指針	8	第2	5	(1)	ア	公園施設	昨今全国でアリーナ建設が進んでおります。話題を集めているSAGAアリーナでは、コンサートやイベントなど様々な関係者に需要調査を実施して計画されたとのこと。貴県では、このような需要調査は実施されているのでしょうか。実施されているのであれば、その内容をご教授ください。	事業者との対話を通じて、イベント等の実施の可能性などのヒアリングを行いました。また、競合するアリーナの商圏の比較やアリーナを活用した公園全体の魅力づくりについて検討を行いました。
8	公募設置等指針	8	第2	5	(2)	-	役割分担	上尾市が負担する上限額(想定)とありますが、この金額は上尾市で議会承認されているのでしょうか。	「上尾市における負担額につきましては、市議会の一定の理解を得ているところであり、今後、予算の議決承認を求めてまいります。」と上尾市から回答を得ています。
9	公募設置等指針	8	第2	5	(2)	-	役割分担	必須施設及び提案施設である、レストランや宿泊施設について、現状では道路から視認できない場所に立地することになるかと思えます。その場合管理運営費を民間事業者側のみで賄うことは非常に厳しいと考えられますが、施設別に貴県が運用の中で想定されている年間の利用者数、利用単価をお示しください。	レストランや宿泊施設については民設民営を想定しているため、県による年間利用者数、利用単価の想定はしていませんが、上尾運動公園の県立武道館やスポーツ総合センター、アイスアリーナ等の利用状況につきましては提供可能ですので、ご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に改めて電子メールでご連絡ください。 また、特定公園施設の整備費には、「伐採・剪定・下草刈り」など、「樹林地の整序」のための費用も含まれておりますので、公募設置等指針の考えに沿って樹林地を整備したうえで宿泊施設を設置する提案も可能です。
10	公募設置等指針	9	第2	5	(2)	*1	公募対象施設のうち「主に競技力向上のための必須施設(ただし体育館、宿泊施設・レストランを除く)」の整備費相当額、メインアリーナの整備費相当額の一部及び「競技力向上のために必要な測定機器」の整備費を県が支払う。	左記項目にある県が支払う整備費相当額、整備費相当額の一部、整備費について公募設置等計画の認定以降から竣工時までの物価スライドの考えをご提示ください。また、左記項目にある県が支払う整備費相当額、整備費相当額の一部、整備費について竣工から事業終了までの金利上昇リスクについての考えをご提示ください。	県の負担上限額はお示ししているとおりですが、物価スライド等については事業者対話でご意見を伺ってまいります。
11	公募設置等指針	9	第2	5	(2)	*1	施設分類別の整備施設及び種別	主に競技力向上のための必須の施設(ただし体育館、宿泊施設・レストランを除く)とあります。競技力を向上するための体育館の整備費用を除く理由を教えてください。	公募対象公園施設については、原則民間事業者による設置及び運営としており、体育館についてはサブアリーナとしての利用も想定しているため、民間負担としております。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
12	公募設置等指針	9	第2	5	(2)	*2	ランニングステーション及びランニングコースは上尾市が整備費相当額を負担する。	ランニングステーション、ランニングコースの上限額(想定)は、公募設置等計画の認定以降から竣工時までの物価スライドの上尾市の考えをご提示ください。	「ランニングステーション・ランニングコース整備の想定額は、ランニングコース等の県への事業提案を行った際の上限額であり、今後、埼玉県が実施する事業者対話でのご意見を踏まえ、物価スライド等について検討を行ってまいります。」と上尾市から回答を得ています。
13	公募設置等指針	9	第2	5	(2)	*3	公募対象公園施設のうち、体育館、宿泊施設・レストラン、その他の必須施設及び提案施設を県の事業で利用する場合、県は利用料を支払う	必須施設の県が考えている利用内容と利用料をご提示ください。	県の競技力向上の事業などで利用を想定しております。供用開始後の競技力向上事業の運営については現在検討をしていますが、令和5年度のトップアスリート輩出事業の実施状況については別添のとおりです。利用料金については、民間事業者が設定した一般利用と同様の水準での料金を想定しています。
14	公募設置等指針	9	第2	5	(3)		事業期間	20年経過後、認定の有効期間終了前に改めて許可要件を満たしていることを確認し、都市公園法第5条第1項による許可による設置管理許可の更新を行うものとしします。ただし、P-PFIにおける特例措置は適用外となります。⇒特例措置は全て適用除外となりますでしょうか？	お見込みのとおりです。
15	公募設置等指針	9	第2	5	(3)		事業期間	「事業期間は令和9年の供用開始から～」とありますが、施設の完成用途は『令和9年度末まで』と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「公募設置等指針」を修正します。
16	公募設置等指針	9	第2	5	(4)		公募対象公園施設の撤去費	『原則として公募対象公園施設は撤去し、原状回復して返還してください。』とありますが、撤去費のうち、県および市が一部負担した整備費の割合に応じて、撤去費をご負担いただけるとの理解でよいでしょうか。	撤去費については、事業者負担となります。
17	公募設置等指針	9	第2	5	(4)		事業終了時	(4)事業終了時において「事業が終了する場合は、認定の有効期間又はその後の設置管理許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において、原則として公募対象公園施設は撤去し、原状回復して返還してください。」とあります。提案金額には事業終了時の撤去費用を見込むことと考えてよろしいでしょうか。その場合、実施時に見直しになる可能性があります。実施前に協議は可能でしょうか。	撤去費については、事業者負担となります。 公募設置等指針に記載のとおり、原状回復を行う前に県と協議して決定することとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
18	公募設置等指針	10	第2	5	(4)		事業終了時	「P-PFIにおける公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手(設置管理許可日)から20年までとし、その後については、認定の有効期間終了前に改めて許可要件を満たしていることを確認し、都市公園法第5条第1項による許可による設置管理許可の更新を行うものとします」とありますが、認定の許可要件が将来的に変更となることはありませんか。	法令変更があった場合は、協議することを想定しています。
19	公募設置等指針	11	第2	5	(6)		事業スケジュール	特定公園施設建設・譲渡契約締結から工事スタートまで、およそ半年しかありません。この期間で貴県と設計協議を行い、その決定を踏まえて整備施設の実施設計を完了させ、かつ確認申請まで終わらせるのは非常に厳しいスケジュールです。他のアリーナの設計期間も1年以上となっております。スケジュールの見直しをご検討いただけませんか。	公募設置等指針にも記載のとおり、令和9年度中の開設を目指して、提案をしてください。
20	公募設置等指針	12	第3	1			共通事項	「スポーツ施設・団体と積極的な連携について検討」とありますが、提案書提出までに具体的な中身を検討し、合意を取るまでの時間はありません。想定ベースでのご提案よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	公募設置等指針	12	第3	1			共通事項	公園西側を本事業範囲の指定管理業務に加える件については、いつ明確になるのでしょうか。	現在の上尾運動公園の指定管理期間は令和9年3月31日までです。事業者の提案も踏まえて、西側の指定管理について方針を決める予定です。
22	公募設置等指針	12	第3	1			共通事項	特定公園施設・公募対象公園施設の他、上尾運動公園西側施設や県立武道館、アイスアリーナの自主事業時の使用料については規定で定められた使用料を支払うかと考えますが、施設間での使用料の減免などは考えられませんか。	公募対象公園は、民間事業者が利用料金や減免基準を定めることができますが、特定公園施設、上尾運動公園西側施設、県立武道館については、施設ごとに県と協議して減免基準を定めており、要件を満たす場合には減免措置が可能となります。施設間の使用料の減免について事業者が提案することは可能ですが、提案を基に施設の指定管理者及び県と協議することとなります。
23	公募設置等指針	12	第3	1			共通事項	「上尾運動公園は、埼玉県地域防災計画に基づき防災活動拠点として、また、同公園及び県立武道館、スポーツ総合センターは、上尾市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。また、上尾運動公園(陸上競技場の外周近辺)が川島町の広域避難場所になっていますので、災害時利用にも配慮した施設としてください。」とあります。今回新設するメインアリーナ及び体育館は、官庁施設に求められる耐震性能の構造体Ⅱ類に該当すると考えてよろしいでしょうか。	公募対象公園施設については民間施設になるので、官庁施設の基準を適用することは必須ではありませんが、評価基準表にも示したとおり、防災機能の強化に配慮した施設となっているかについて評価を行います。
24	公募設置等指針	12	第3	1			共通事項	「下請契約を締結する場合には、埼玉県内に本店又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努める」ことを規定していますが、どのように確認するのでしょうか。	「様式3 事業体制表」により確認します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
25	公募設置等指針	15	第3	2	(5)	イ	インフラ	「原則として特定公園施設や公園の既存のインフラとは独立して設置してください」とありますが、電気・給水・排水・ガスなどのインフラについて、『敷地外から敷地内への引き込みは、“公募対象公園施設及び特定公園施設とで共用”することが可能』であり、『引き込み後敷地内において公募対象公園施設と特定公園施設のインフラを分離させる』という考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	公募設置等指針	15	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設メインアリーナ	「屋内スポーツの公式戦を開催できる施設を想定しており、観客席5000席以上」「プロスポーツチームのホームアリーナとして利用」とありますが、想定されておられる具体的な競技、プロスポーツチームをお示し下さい。	多くの競技のプロスポーツが観戦でき、eスポーツなど多彩なイベントでの利用を想定しています。県では例えば、観客席5,000席以上の必要性の検討にあたって、バスケットボールとバレーボールの観客動員について分析しています。
27	公募設置等指針	15	第3	2	(5)	ウ	導入必須施設	ウ導入必須施設において、各施設の稼働時間の想定はございますか。	公募対象公園施設の稼働時間については、提案によります。なお、公園東側の武道館は9時から21時まで、公園西側の体育館は8時半から20時半まで稼働しています。
28	公募設置等指針	16	第3	2	(5)	エ	提案施設	上尾市から、水泳授業等の利用について業務委託を行うとありますが、具体的な委託内容及び委託金額をお示しください。屋内プールを設置できるかどうか、判断ができません。また、その内容は上尾市での議会承認はされているという認識でよろしいでしょうか。	「上尾市では、小中学校における水泳授業の民間委託を進めているところでございます。スポーツ科学拠点施設に屋内プールが整備された場合の業務委託の内容は、児童生徒の送迎を含むインストラクターによる泳力別の指導となります。具体的な内容は、別添「委託時の想定条件」をご覧ください。令和5年度のモデル事業としての実績額は2,407万円(4校・1,495人)、令和6年度予算額は、5,671万円(8校・3,538人)となります。スポーツ科学拠点施設における屋内プールについては、令和10年度から順次事業を開始した場合、地理的状況から最少で6校、最大で10校の委託を想定しており、令和6年4月時点の見込みでは、3,915人～5,742人、年間6,150万円～9,000万円の費用を試算しています。なお、予算につきましては、議決されたものではなく、今後、事業進捗に合わせて議会の承認を求めてまいります。」と上尾市から回答を得ています。
29	公募設置等指針	16	第3	2	(5)	エ	提案施設	上記で方が一議会承認されておらず、最終的に屋内プールが設置できない場合、施設全体の設計変更が生じる可能性があります。その場合のリスクは貴県が負うという認識でよろしいでしょうか。	上尾市では、議決されていないものの、質問No.28のとおりプールが整備された場合の業務委託内容の見込みを立てていますが、最終的に屋内プールが整備できなくなり施設全体の設計変更が生じたとしても、県及び上尾市はご質問のようなリスクは負担しません。これをもとに提案内容をご検討ください。
30	公募設置等指針	16	第3	2	(5)	エ	屋内プール	屋内プールを整備した場合、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行うとありますが、業務の受託規模についてご教示いただけますでしょうか。	「スポーツ科学拠点施設における屋内プールについては、令和10年度から順次事業を開始した場合、地理的状況から最少で6校、最大で10校の委託を想定しており、令和6年4月時点の見込みでは、3,915人～5,742人、年間6,150万円～9,000万円の費用を試算しています。」と上尾市から回答を得ています。
31	公募設置等指針	16	第3	2	(6)	②	競技力向上のための測定機器	競技力向上のための測定機器の中には、常により高い効果の商材が生まれてくることも考えられます。当然競技力向上を目指すために必要な機器は導入することになると思いますが、現時点でその機器の導入費用・保守点検費用を予測することはできないと考えます。その点は貴県としてどのようにお考えでしょうか。	県の負担上限額はお示ししているとおりでありますが、更新するタイミングで機器の生産中止・後継機種の販売やHPSCの基準変更により連携に必要な機器が変更になったなど別の機器を調達する必要が生じた場合や、保守点検費・修繕費・更新費用の将来著しい変動があった場合など、特殊事情等がある場合には、事業者対話でご意見を伺ってまいります。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
32	公募設置等指針	16	第3	2	(6)	-	県が支払う整備費相当額の上限額	添付2工 競技力向上のために必要な測定機器に「30年間の総額を提案してください」とありますが、30年間の保守点検費・修繕費・更新費用の将来著しい変動があった場合について、費用負担は協議できると考えてよろしいでしょうか。	No.31をご参照ください。
33	公募設置等指針	17	第3	2	(6)	-	県が負担する額	「整備費相当額の内訳について、県がその数量、単価設定等が適切かを精査・確認した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します。」と記載がございますが提案時の金額に縛られることなく実勢単価にてご協議頂けるという理解で宜しいでしょうか？	公募設置等指針に記載の「整備費相当額の内訳について、県がその数量、単価設定等が適切かを精査・確認した上で、県と認定計画提出者で協議し、決定します」の文言については、提案時の金額について、数量、単価設定等が適切かどうか精査・確認を行うという趣旨で記載しています。ただし、ご質問後段に記載の「実勢単価にてご協議」の趣旨を確認したいため、事業者対話で再度ご質問ください。
34	公募設置等指針	17	第3	2	(7)	-	施設を県が利用する場合の利用料	県の事業で利用する場合、県は利用料を支払います。⇒通常一般同様の金額となりますでしょうか？別途規定が必要でしょうか？	一般利用と同様の金額を想定していますが、事業者の提案により、公益事業の減免基準を設定していただくことも可能です。
35	公募設置等指針	17	第3	2	(7)	-	施設を県が利用する場合の利用料	各施設において、年間どの程度の利用・利用料金の支払いを想定されているか、ご教授お願い致します。	県の競技力向上の事業などで利用を想定しております。供用開始後の競技力向上事業の運営については現在検討をしていますが、令和5年度のトップアスリート輩出事業の実施状況については別添のとおりです。利用料金については、民間事業者が設定した一般利用と同様の水準での料金を想定しています。
36	公募設置等指針	17	第3	2	(8)	-	プロフィットシェアリング	プロフィットシェアを導入するのであれば、ロスシェアリングも導入すべきではないでしょうか。官と民あくまでも対等の立場での契約が原則であり、プロフィットシェアリングのみの導入は一方的で不公平ですので、ご検討をお願いします。	ロスシェアリングの導入は予定しておりません。
37	公募設置等指針	17	第3	2	(8)	-	プロフィットシェアリング	提案書に記載された計画以上の収入が得られた場合、増加収入の一部を県に支払うものとする。とありますが、添付資料添付2カ「プロフィットシェアリングの考え方」には、計画以上の利益が得られた場合が事例として示されています。認定計画提出者の提案によるとの理解でよいでしょうか。	プロフィットシェアリングについては収入ではなく、利益が対象となります。「公募設置等指針」の記載を修正します。
38	公募設置等指針	19	第3	3	(2)	-	特定公園施設の整備にかかる費用(データ提供依頼)	「公園施設の建設に要する費用には、旧プール施設の存置されている杭基礎、排水管、構造物、フェンス等の撤去が必要な場合の除却費を含むため、提案額は撤去費を加えた額としてください。なお、公園施設に影響がない場合や再利用が可能な場合は、撤去は必要ありません。」とあり、イ 存置基礎杭等平面図が添付されています。当該平面図のCADデータを貸与頂けないでしょうか。	ご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
39	公募設置等指針	19	第3	3	(2)	-	特定公園施設の整備にかかる費用	特定公園施設の整備に要する費用の上限(36億円)を規定するのはなぜでしょうか。	県による、特定公園施設の整備に要する費用の積算額が36億円のためです。本事業では、「官民連携型賑わい創出事業」(社会資本整備総合交付金)を活用することを想定しており、特定公園施設の整備に対する県の負担額が、県の積算額(=36億円)に対して9割(32.4億円)以内となることを条件としています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
40	公募設置等指針	20	第3	3	(4)	イ	提案必須施設	公園西側と公園東側を結ぶ東西連絡橋は、いつ、どのように整備されるのでしょうか。また、その整備位置はP5記載の図面通りでしょうか。整備位置がずれる場合、設計変更が生じる可能性もあります。	東西連絡橋の一般国道17号を跨ぐ位置は、公募設置等指針に記載の図面のとおりです。また、アプローチ部分については、提案される園路の内容と構造令等を加味して配置を検討してまいります。なお、令和9年度中の整備完了を目指します。
41	公募設置等指針	20	第3	3	(4)	イ	公園の基盤整備(データ提供依頼)	「樹木の老齢化や大径木化が進行していることから、樹木を持つ機能や効用の増進と公園利用者等の安全・安心を確保するため、必要に応じて伐採・剪定・下草刈りなど樹林地の整序を行ってください。」とありますが、既存樹木の樹種、樹高などが分かる資料がありましたらご教示願います。	ご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
42	公募設置等指針	20	第3	3	(4)	イ	提案必須施設	既存公園内のコナラやクヌギで、ナラ枯れしている樹木がありますが、どのような対応をお考えでしょうか？現在ナラ枯れしているものは伐採も行われていますが、今後他の樹木でも発生した場合、維持管理費の所掌は埼玉県と考えてよろしいでしょうか。	特定公園施設の樹林地の整備の一環で、ナラ枯れの対策を実施していただくことは可能です。また、特定公園施設の範囲内の樹木の維持管理費については、必要な費用を指定管理料として算定することも想定しています。
43	公募設置等指針	20	第3	3	(4)	イ	提案必須施設	公園の基盤整備の表において、公園は常時開放し、時間に応じたセキュリティ区画は行わないと考えて宜しいですか。	ご質問の趣旨を確認したいため、事業者対話でご意見を伺ってまいります。
44	公募設置等指針	20	第3	3	(4)	イ	提案必須施設	公園の基盤整備の表において、「既存樹木を活かした」とありますが、「必ず存置する」必要がある保存樹木があれば、ご教示ください。また、存置すべき記念碑がありましたらご教示ください。	必ず存置する必要がある保存樹木や記念碑はありません。
45	公募設置等指針	23	第3	3	(6)	-	特定公園施設の管理運営費用	特定公園施設の指定管理料は年度ごとに予算要求を行い確定し、不足が生じたときは指定管理者の負担となりますが、不足が生じる場合は、事業計画書の内容を見直すことは可能との理解でよいでしょうか。	指定期間中の事業計画を指定前に県に提出していただくほか、年度別の事業計画書を県に提出していただき、県の承認を得ることを想定しています。事業計画は、県の承認がなければ変更できません。
46	公募設置等指針	24	第3	4	(3)	-	占用許可使用料	駐車場で自主事業や催事貸し出しの場合の使用料はこちらの金額になりますでしょうか？	指定管理者が駐車場で自主事業を実施する場合は、使用料は発生しません。指定管理者が指定管理者以外の事業者や個人に対して、駐車場を催事のために貸出しする場合は、行為許可に該当します。行為許可料金は埼玉県都市公園条例の別表第三に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとしています。この行為許可料金については指定管理者の収入とされますが、指定管理者はあらかじめ利用料金の金額について知事の承認を受けなければなりません。
47	公募設置等指針	26	第4	1	(1)	ア	公募者の構成	用語の定義には民間事業者(SPC)とあります。応募者は、認定計画提出者に選定されたのち、本事業のみを実施する特別目的会社(SPC)を設立することを前提とした応募グループとして、応募することを想定されているとの理解でよいでしょうか。	SPCの設立は必須ではありません。「公募設置等指針」の記載を修正します。
48	公募設置等指針	26	第4	1	(2)	-	応募資格	今回の施設は大規模な施設ですが、応募資格に同等施設の実績を求めない理由を教えてください。	公募対象公園施設については、事業者による設置及び運営としており、幅広い事業者からの提案を求めるためです。一方で、評価基準表にも示したとおり、業務体制も含めて評価を行います。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
49	公募設置等指針	30	第4	2	(7)	-	提出書類	様式6から様式8までの書類について、正本及び副本4部について社名有については、「企業名対応表(企業名●●は代表企業A等と明示する資料を想定)」をつけることとし、本文中は他の副本12部と同じように社名無しとすることでもよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	公募設置等指針	30	第4	2	(7)	-	提出書類	提出書類の副本については、社名は業種名で表示し、特定できないようにとありますが、代表構成団体及び構成団体、協力者は業種名で表示し、その他構成団体から発注する委託先や地元協力企業等は社名で表示できるものとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	公募設置等指針	31	第4	2	(7)	-	提出書類	提出書類一覧表には、「様式3:副本(社名無し)記入例」という様式がありませんが、この様式は、正本にも副本のいずれのファイルにも綴じて提出するという理解でよいでしょうか。	「様式3:副本(社名無し)記入例」は記入例としてお示ししているものです。提出は不要です。
52	公募設置等指針	31	第4	2	(7)	-	提出書類	提出書類一覧表の提出部数の欄に様式5について、「副(社名無し)12」との記載がありますが、様式5は、正本1部、副本4部(社名有)との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「公募設置等指針」の記載を修正します。
53	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担	昨日政府より「子育て支援金」の負担が発表されました。企業も折半する形で拠出することになるとのことです。実質賃金が下がっている中で、大きな負担となる内容ですが、こちらは「法令変更」の項目としてご検討いただけますでしょうか。	「子育て支援金」に係る負担については、本事業に直接影響がある法令変更とはいええないことから、リスク分担において「協議事項」とされている「法令変更」に該当しないものと考えます。
54	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担	官民連携事業の基本は、官民の対等なパートナーシップの構築であると考えております。しかし今回の提示では、ようやくデフレ経済が終わって経済成長に向かって物価高を上回る賃金上昇が求められております。そのような中、30年間の長期にわたり、税制度・物価・金利・運営費等の変動リスクを指定管理者が担うのは、あまりにも一方的かつ厳しい内容で、対等とは言い難いと思えます。貴県の考えをお聞かせください。	公募対象公園施設については、民間事業者による運営のため、物価等の変動を踏まえた施設の利用料金の設定をすることが可能です。特定公園施設については、県が指定管理料を支払いますが、他の指定管理施設と同様、毎年度予算の議決を経ることを想定しています。また、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により議決を経て決定することを想定しています。
55	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担(物価)	公募対象公園施設のうち、県が支払う整備費部分(競技力向上のための必須施設と必要な測定機器、メインアリーナ整備費の一部等)と上尾市が負担するランニングステーション等にかかる部分及び特定公園施設の整備費については、応募時から竣工までの物価スライドのリスクは、県もしくは上尾市という理解でよいでしょうか。	県の負担上限額はお示ししているとお見込みのとおりですが、物価スライド等については事業者対話でご意見を伺ってまいります。また「ランニングステーション・ランニングコース整備の想定額は、ランニングコース等の県への事業提案を行った際の上限額であり、今後、埼玉県が実施する事業者対話でのご意見を踏まえ、物価スライド等について検討を行ってまいります」と上尾市から回答を得ています。
56	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担(物価)	特定公園施設の維持管理・運営の物価リスクは、認定計画提出者となっておりますが、一定の物価変動を超える場合に、特別目的会社(SPC)の破綻リスクがあります。ついては、一定の物価変動を超えた場合には、県との協議とする旨、追記いただけないでしょうか。	特定公園施設については、県が指定管理料を支払いますが、他の指定管理施設と同様、毎年度予算の議決を経ることを想定しています。また、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により議決を経て決定することを想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
57	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担(金利)	公募対象公園施設のうち、県が支払う整備費部分(競技力向上のための必須施設と必要な測定機器、メインアリーナ整備費の一部等)と上尾市が負担するランニングステーション等にかかる部分及び特定公園施設の整備費にかかる部分の金利上昇リスクは、県もしくは上尾市という理解でよいでしょうか。	No.55をご参照ください。
58	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担(金利)	特定公園施設の維持管理・運営の金利リスクは、認定計画提出者となっていますが、一定の物価変動を超える場合に、特別目的会社(SPC)の破綻リスクがあります。ついては、一定の金利変動を超える場合には、県との協議とする旨、追記いただけないでしょうか。	特定公園施設については、県が指定管理料を支払いますが、他の指定管理施設と同様、毎年度予算の議決を経ることを想定しています。また、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により議決を経て決定することを想定しています。
59	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担	不可抗力の中に「感染症に係る業務の変更、中止、延期、臨時休業」の分担の考え方を教えてください。	発生する事象等により、特別な業務内容を一定期間必要とき又は業務内容が著しく変更される場合には不可抗力として扱う場合があります。
60	公募設置等指針	37	第4	12	(1)	-	リスク分担	「物価・設置等予定者決定後のインフレ、デフレ及び金利：設置等予定者決定後の金利変動」について、特定公園施設の維持、管理、運営費用に関し、認定計画提出者の負担とされていますが、著しい変動があった場合に県と認定計画提出者間の協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	公募対象公園施設については、民間事業者による運営のため、物価等の変動を踏まえた施設の利用料金の設定をすることが可能です。特定公園施設については、県が指定管理料を支払いますが、他の指定管理施設と同様、毎年度予算の議決を経ることを想定しています。また、指定管理者の指定については、地方自治法の規定により議決を経て決定することを想定しています。
61	公募設置等指針	38	第4	12	(1)	-	リスク分担	同じく※2の注記において、「土壌汚染に関する調査の費用負担は、認定計画提出者としてします。調査の結果、汚染物の除去が必要となった場合の費用については、県と認定計画提出者で協議します。」とあります。調査の範囲は、水上公園の範囲内と想定しますが、土壌汚染の可能性はありますか？その際に汚染物質についてもご教えてください。	土壌調査はしておりませんが、さいたま水上公園建設前の、国土地理院提供の昭和21年の航空写真では、農地及び樹林地でした。
62	公募設置等指針	-	-	-	-	-	添付2ア(データ提供依頼)	添付2ア現況図として上尾運動公園現況図と現況平面図が添付されています。現況平面図で水上公園部分が白抜きになっていますが、解体工事の終了時点では地盤面がやや下がる部分があると思います。解体工事完了時の状況図を開示頂けないでしょうか。	参考資料であれば提供できます。ご希望の場合は、公募設置等指針に記載の問い合わせ先に電子メールでご連絡ください。
63	公募設置等指針	-	-	-	-	-	添付2イ	添付2イ存置基礎杭等平面図において「オイルタンクφ350PC杭4本」の記載がありますが、タンクは撤去されているものとして良いでしょうか。撤去されていない場合は、県の費用で撤去するようお願いします。	図面右下のオイルタンクは撤去済みですが、φ350PC杭4本は存置されていますので、撤去する場合は特定公園施設の基盤整備として撤去してください。
64	役割分担表	-	-	-	-	-	役割分担	役割分担表に「×」印がありますが、「空白」と「×」との違いはありますか。	同じ意味です。添付資料の「添付1 役割分担表」を修正します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
65	添付2 工 競技力向 上のため に必要な 測定機器	-	-	-	-	-	パラア スリート測 定	測定項目等の「パラアスリート測定」が2つあり、機器も同一のものが2回記載されています。これは誤りでよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 記載の誤りですので、添付資料の「添付2工 競技力向上のために必要な測定機器」を修正します。
66	評価基準 書	5	7	(1)(2)	-	-	資格要件 の審査 (基本的 事項の適 格審査,	審査・評価方法(1)資格要件の審査における「本評価基準書の5(1)に示す参加資格要件を満たしていないときは失格とします。」及び(2)基本的事項の適格審査【第1段階】における「本評価基準書の5(2)に示す条件を満たしていないときは失格とします。」は、共に本評価基準書の「6」の誤りと考えてよいでしょうか。	記載の誤りですので、「評価基準書」を修正します。
67	評価基準 書	6	7	(3)	-	-	価格提案 の点数化 方法	価格提案の点数化方法について、評価基準書に記載の施設ごとに、価格提案書に記載された金額を、次の方法で得点化します。とありますが、評価基準書に記載の施設ごととは、評価基準表にある評価項目ごとにそれぞれ得点化されるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「様式8 価格提案書」に記載の内訳を踏まえて評価・得点化します。
68	評価基準 表	-	-	-	-	-	施設整備 公募対象 公園施設 競技力向 上のため の必須施 設	「国のHPSCとの連携を想定した、パラアスリートを含むアスリートの競技力向上を推進できる施設となっているか。」とありますが、具体的にどのような連携を想定されておりますでしょうか。連携内容、プログラム等をお示し下さい。	HPSCとの連携については、「HPSCネットワーク連携機関」となることを目指しています。連携機関となることで、アスリートや指導者・コーチに対して、普段のトレーニング拠点近辺でのHPSCと一貫したスポーツ科学、情報サポートを提供することなどを想定しています。また、測定データを活用し、県がこれまで実施してきたアスリートの発掘・育成・強化のための取組を発展させ、HPSCにつなげることを目指しています。 また、本施設は、県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能を持つ施設とする予定です。県が主体となって、県内スポーツ施設や大学等と測定場所や測定機器の相互利用を図ることや、測定、データ分析、トレーニング指導等を行う人材の育成・交流を図ることなどを想定しています。
69	様式集 作 成要領評 価基準表	2	-	-	-	-	評価基準 表	提出書類一覧表の「書類の内容、様式」と評価基準表の「観点」について、それぞれ、どれとどれが対応しているかについてご教示ください。※例えば、「工事」に関しては、提出書類一覧にはありますが、評価基準表の観点にはありません。	記載漏れがありましたので、評価基準表を修正します。
70	応募申込 書	-	-	-	-	-	応募申込 書の書式	応募申込書及び委任状及び事業体制表の書式について、添付の書式ではなく、『各構成団体及び協力者がそれぞれ別紙で押し、代表構成団体にて集約して提出する』形式でもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。 なお、代表者がまとめて製本した上で割り印をしてご提出ください。
71	様式集	-	-	-	-	-	提出書類	(様式1)応募申込書、(様式2-2)委任状、(様式3)事業体制表の書式について、『各構成団体及び協力者がそれぞれ別紙で押し、代表構成団体にて集約して提出する』形式でもよいでしょうか。	その理解で結構です。 なお、代表者がまとめて製本した上で割り印をしてご提出ください。
72	様式集	31	-	様式13	-	-	提出書類	応募・提案書類確認書内の任意提出書類である「法人登記簿謄本」と「印鑑証明書」と「各種納税証明書は、正本分1部は原本で、副本分4部は写しの提出でも可との理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問	回答
73	県民コメント制度に基づく意見募集結果	-	-	-	-	-		質疑No11,15でバドミントンコート数の要望が出ています。回答にコート数はありませんので提案によると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。